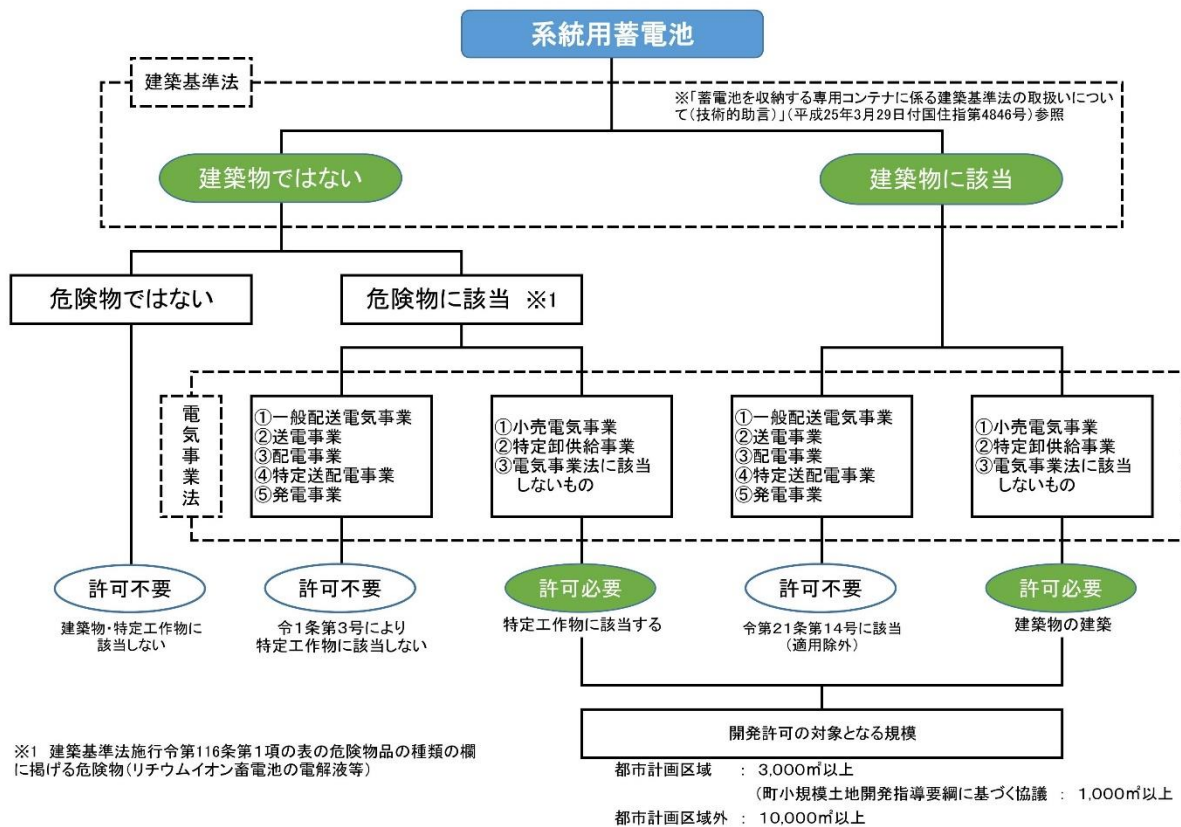


池田町における系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて

系統用蓄電池のうち、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業及び同項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する危険物を含むものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 11 項に規定する第一種特定工作物に該当するものとして扱います。

また、土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナを複数積み重ねるものは建築物に該当し、電気事業法に基づく電気事業のうち、小売電気事業又は特定卸供給事業の用に供するもので、その建築のため一定規模以上の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づく開発許可又は池田町小規模土地開発に関する指導要綱に基づく協議が必要です。

なお、建築基準法や電気事業法等の関係法令の適用については、事業者において確認してください。



（池田町内の都市計画法の開発許可における所管行政庁は岐阜県岐阜西濃建築事務所です）

（開発許可の対象とならない場合においても「宅地造成及び特定盛土等規制法」における許可が必要となる場合がありますのでご注意ください。）

【参考資料】

- ・「系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）」（令和 7 年 4 月 8 日付国都計第 7 号）
- ・「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成 25 年 3 月 29 日付国住指第 4846 号）